

消費税率の引き上げ

消費税率
8%→10%

10月1日(火)から消費税などの税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、公共施設の使用料などを改定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



介護保険料(年額)の軽減

65歳以上で市民税非課税世帯の人(所得段階第1～3段階)の介護保険料を軽減します。

所得段階	対 象	軽減後保険料
1	生活保護受給者	28,700円
	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とそのほかの合計所得金額の合計が80万円以下	
2	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とそのほかの合計所得金額の合計が80万～120万円	47,900円
3	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とそのほかの合計所得金額の合計が120万円を超えている	55,600円

【問合先】 高齢者福祉課介護保険係 ☎24-1111内線2156または各支所福祉環境係

軽減税率制度

10月1日(火)から飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約で週2回以上発行)にかかる税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿、請求書、レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者には、レジや受発注、請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。

制度について詳しくは、「軽減税率 国税庁」、補助金については「軽減税率対策補助金」で検索してください。

【問合先】(軽減税率制度)消費税軽減税率電話相談センター ☎0120-205-553またはナビダイヤル ☎0570-030-456、(軽減税率対策補助金)軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111

市水道料金、下水道使用料などの改定



市水道料金、下水道使用料を改定します。10月1日以前から継続して使用している場合は、経過措置が適用されます。

【経過措置】

- ▶ 12月請求分まで：消費税率8%適用
- ▶ 令和2年1月請求分から：消費税率10%適用

※詳しくは、各料金の担当部署にお問い合わせください。

【問合先】(水道料金)水道局管理係 ☎22-5265、(公共下水道使用料)都市整備課管理係 ☎24-1111内線2635、(小規模下水道使用料)水産課管理係 ☎24-1111内線2754

国民健康保険

平成31年度の保険料率は、平成30年度と同じ料率です。ただし、所得などの状況により、保険料が高くなる場合があります。

保険証の更新

8月1日(木)から1年間使用する保険証を世帯主に郵送しました。同じ世帯の国保被保険者全員の保険証を同封しています。

なお、次のいずれかにあてはまる人は、有効期限が短い保険証となっています。有効期限までに新しい保険証を送付しますので確認してください。

- ▶ 令和2年7月1日までに65歳になる退職被保険者または70歳になる人
- ▶ 令和2年7月31日までに75歳になる人
- ▶ 保険料に滞納がある人

■遠隔地被保険者

施設などに入所中で、遠隔地被保険者証を使っている人は更新をしてください。

【申請場所】市役所 市民課または各支所 市民保険係

【持参物】平成31年4月1日以降の施設入所証明書、世帯主と対象者の個人番号確認書類、印かん、届出をする人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

【問合先】保険健康課保険業務係 ☎24-1111 内線2134

限度額適用・標準負担額減額認定証などの更新

国保加入者の限度額適用・標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日(水)までです。8月以降も必要な場合は、8月中に更新をしてください(7月中は更新できません)。

※保険料に滞納がある世帯で、70歳未満の人には限度額適用認定証は交付されません。

【申請場所】市役所 保険健康課(17番窓口)または各支所 市民保険係

【対象】

①現在、医療機関で入院している人(入院予定も含む)

②高額な外来診療を受けている人

③1年以内に91日以上入院した人(住民税非課税世帯)

【持参物】印かん、保険証、世帯主と対象者の個人番号確認書類、現在持っている認定証、届出をする人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※③は、入院していたことを証明する領収書などを持参してください(住民税非課税世帯のみ)。

【問合先】保険健康課保険業務係 ☎24-1111 内線2127

マイナンバーカードの休日交付

【とき】8月10日(土)・25日(日) 午後1時～5時

【ところ】市役所 市民課

【内容】マイナンバーカード申請後、交付の案内が届いた人で平日受け取りに来れない場合などに利用してください。

【問合先】市民課 ☎49-7075
または各支所市民保険係



世帯主が75歳を迎える世帯の国民健康保険料

国民健康保険に加入している世帯主が平成31年度中に後期高齢者医療保険に加入する場合、平成31年度国民健康保険料の年金からの天引きは行いません(4月からの天引きも停止しています)。

8月中旬に賦課決定通知書が届きますので、納付書または口座振替による納付をお願いします。

【問合先】税務課市民税係 ☎24-1111内線2513・2519または各支所税務係

10月1日(火)から、認定こども園や幼稚園、保育所などの利用料を無償化します。



認定こども園、幼稚園、認可保育所など

【対 象】

▶ 3～5歳児(幼稚園児については満3歳から対象)

▶ 市民税非課税世帯の0～2歳児

【注意事項】通園送迎費、食材料費、行事費などの実費徴収は対象外です。また、保育所などに通う2号認定こどもの副食費はこれまで利用料に含まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。各施設へ支払ってください(一部世帯は免除)。



認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポートセンター

【対 象】

▶ 保育の必要性があると認定された3～5歳児(上限：月額37,000円)

※保育所または一定基準以上の預かり保育をしている認定こども園や幼稚園を利用する場合は対象外。

▶ 市民税非課税世帯で、保育の必要性があると認定されたが保育所や認定こども園を利用していない0～2歳児(上限：月額42,000円)

【注意事項】保育の必要性の認定は、福祉課にお問い合わせください。

幼稚園の預かり保育

【対 象】保育の必要性があると認定された3～5歳児(上限：月額11,300円)

【注意事項】保育の必要性の認定は、福祉課または通園している幼稚園にお問い合わせください。

障害児通園施設など

【対 象】3～5歳児

【注意事項】認定こども園、幼稚園、保育所などと併用する場合も対象です。

現況届の提出

■児童扶養手当

【と き】8月1日(木)～7日(水)

午前9時～午後4時(土日・祝日は除く)

【ところ】市役所 地下1階会議室、各支所 福祉環境係

※全部支給停止の場合も手続きが必要です。

【提出・問合先】福祉課児童福祉係 ☎24-1111 内線2141または各支所福祉環境係



■特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

【と き】8月13日(火)～30日(金)

午前9時～午後4時(土日・祝日は除く)

【提出・問合先】福祉課障害福祉係 ☎24-1111 内線2151または各支所福祉環境係



対象者に通知します。提出しないと受給できません。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

【と き】8月1日(木)～令和2年2月3日(月)(土日・祝日は除く)

【ところ】市役所 地下1階会議室(8月7日(水)まで)、各支所 福祉環境係

※8月8日(木)以降は、福祉課児童福祉係または各支所福祉環境係で受け付けます。

【金 額】17,500円

【対 象】令和元年11月分の児童扶養手当受給者で、令和元年10月31日時点において、これまでに法律婚をしていない人

【問合先】福祉課児童福祉係 ☎24-1111 内線2141

